

## 公益信託法の見直しに関する論点の補充的な検討 (3)

## 目次

第1	公益信託の終了, 変更命令.....	2
1	委託者, 受託者又は信託管理人の合意等による終了の可否.....	2
2	公益信託の終了命令.....	4
3	残余財産の帰属 .....	7
4	類似目的の公益信託としての継続.....	10
5	公益信託の変更命令.....	12
第2	公益信託と私益信託等の相互転換.....	15
1	公益先行信託 .....	15
2	公益信託から受益者の定めのある信託への転換.....	17
3	残余公益信託 .....	18
4	受益者の定めのある信託から公益信託への転換.....	19
5	公益信託から目的信託への転換.....	20
6	目的信託から公益信託への転換.....	22

## 第1 公益信託の終了、変更命令

### 1 委託者、受託者又は信託管理人の合意等による終了の可否

【甲案】公益信託の委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意又は単独の意思表示によって公益信託を終了することはできないものとする。

【乙案】原則として、信託関係人の合意等による終了を禁止するが、例外として、公益信託の委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合に、公益信託を終了することについてやむを得ない事由があるときは、公益信託の認定・監督を行う行政庁等（以下「行政庁」という。）の許可を受けて、公益信託を終了することができるものとする（注）。

（注）信託行為において、委託者、受託者及び信託管理人の合意等があっても終了できない旨を定めることも可能であることを想定している（信託法第164条第3項参照）。

○部会資料37の第1の1「信託法第163条各号の終了事由」

信託法第163条各号の終了事由は、原則として、公益信託の終了事由となるものとするかどうか。

○部会資料37の第1の4「委託者、受託者又は信託管理人の合意等による終了の可否」

公益信託の委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意又は単独の意思表示によって公益信託を終了することはできないものとするかどうか。

（補足説明）

1 公益信託を含む受益者の定めのない信託の委託者は、いつでも（信託管理人が現に存する場合にあっては、委託者及び信託管理人は、いつでも、その合意により）、信託を終了することができる（信託法第164条第1項、第261条第1項）。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めによるものとされている（同法第164条第3項）。また、同法第163条第9号は、「信託行為において定めた事由が生じたとき」を信託の一般的な終了事由としている。

なお、税法上は、特定公益信託及び認定特定公益信託として税制優遇を受けるためには、当該公益信託が合意により終了することのできないものであることが必要である（所得税法第78条第3項、同法施行令第217条の2第1項第2号、法人税法第37条第6項、同法施行令第77条の4第1項第2号等）。

2 第37回会議では、部会資料37の第1の4の提案（公益信託の委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意又は単独の意思表示によって公益信託を終了することはできないものとする）について、公益目的のために信託財産を利用

できる間は公益信託を継続させるべきであることや、当事者による取消しができないことにより公益性を担保されることを理由として提案に賛成する意見があった。

他方、信託行為で終了事由を定めることができる立場にある委託者及び受託者に、信託管理人を加えた三者による合意がある場合には公益信託の終了を認めて良いとの意見があったほか、それら三者の合意を行政庁が認可したときに公益信託の終了を認めるべきであるとの意見もあった。なお、誰から見ても目的達成不能の状態のときには信託関係人の合意による終了を認めてもよい旨の指摘や、事業型の公益信託では事業の成り行きがあるので合意による終了が認められないと問題が生ずる旨の指摘もあった。

また、部会資料37の第1の1の提案（信託法第163条各号の終了事由は、原則として、公益信託の終了事由となるものとする）のうち、信託法第163条第9号を公益信託の終了事由とするか否かについて、信託関係人の合意による終了を否定するのであれば同号についても何らかの制限が必要である旨の意見がある一方、当事者が終了事由を定めたのであればその意思を尊重すべきであるとの意見もあった。さらに、公益信託の存続期間の論点に関連して、一定の存続期間をあらかじめ設けるニーズもあるかもしれないので公益信託にも同号の適用がなければ困るが、その合意内容の当否は公益信託の認定時に判断されるべきである旨の意見があった。

- 3 本文では、部会資料37の第1の4の提案（公益信託の委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意又は単独の意思表示によって公益信託を終了することはできないものとする）を【甲案】として示している。【甲案】の内容及び理由に部会資料37の第1の4の提案から変更はない。

【甲案】は、公益信託には信託法第164条を適用しないこととした上で、仮に信託行為において公益信託の委託者、受託者又は信託管理人その他の第三者による合意又は単独の意思表示によって公益信託を終了する旨を定めた場合であっても、同法第163条第9号の例外として、当該信託行為の定めが無効になることを想定している。

- 4 本文の【乙案】は、今回新たに提案するものである。

いったん設定された公益信託は公益すなわち不特定多数人の利益に寄与するものであり、その継続性、安定性及び確実性が重要であるから、原則として、信託関係人の合意等による公益信託の終了を認めるべきではない。

しかし、公益信託において、信託関係人の合意等による終了を一切認めないのは相当でない場合があり得る。例えば、文化財的価値のある古民家の保存・公開を公益目的とし、不動産及び金銭を信託財産とする公益信託において、古民家の保存・公開の事業がうまくいかず、支出が収入を大幅に上回る状況が続き、信託財産の金

銭の減少が著しく、受託者の交代や信託の目的の変更によってもその状況が変わらないような場合である。このような場合にも、信託関係人の合意等による公益信託の終了を一切認めないとすると、信託関係人は、社会的意義の乏しくなった公益信託事務をいつまでも継続しなければならず、無用な負担を強いられ続けることとなる可能性があり、むしろ、公益信託の終了を認めた上で信託財産となっている金銭が他の公益活動に用いられるようにした方が、社会的・経済的見地から合理的・効率的であると言える。なお、上記の場合に、信託の目的達成又は不達成（信託法第163条第1号）を理由として信託を終了させようとしても、その判断に困難を伴う可能性があるし、信託の終了命令（同法第165条）を活用しようとしても、同条の「信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により」との要件を満たさないためにそれが妨げられることも想定される。

そこで、原則として、信託関係人の合意等による終了を禁止するが、例外として、公益信託の委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合に、公益信託を終了することにつきやむを得ない事由があるときは、公益信託の認定・監督を行う行政庁の許可を受けて、公益信託の終了を認めるべきであるとの考え方があり得ることから、その考え方を【乙案】として示している。【乙案】に対しては、行政庁が申請された信託について公益信託の認可又は許可を行うことを前提に、その認可等を公益信託の効力要件としない限り、当該行政庁の権限の範囲に公益信託の終了についての認可等の権限は含まれないとするのが自然である旨の指摘や、【乙案】のように公益信託の終了事由として位置付けるのではなく、やむを得ない事由があるときには、信託関係人の申請を受けた外部の第三者機関が公益信託の認定を取り消すことを認める規律を設けるべきである旨の指摘があり得る。

## 2 公益信託の終了命令

- (1) 公益信託における信託法第165条第1項の権限は、  
【甲案】行政庁が有するものとする。  
【乙案】裁判所が有するものとする。
- (2) 上記(1)の終了命令の申立権者は、委託者、受託者又は信託管理人とする。ただし、委託者については、信託行為において申立権を有しない旨を定めることができるものとするかどうか。

○部会資料37の第1の6「公益信託の終了命令」

- (1) 公益信託における信託法第165条第1項の権限（公益信託の信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当となるに至ったことが

明らかであるときに信託の終了を命ずる権限) は、

【甲案】公益信託の認定・監督を行う行政庁等有するものとする。

【乙案】裁判所が有するものとする。

(2) 上記(1)の公益信託の終了命令の申立てを行う者は、

【甲案】受託者又は信託管理人とする。

【乙案】委託者、受託者又は信託管理人とする。

(補足説明)

1 信託法第165条第1項は、受益者の定めのある信託について、信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合するに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の終了を命ずることができると規定している。

また、信託法第261条第1項により、受益者の定めのない信託については、信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当となるに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の終了を命ずることができるとされている（なお、信託管理人が申立権者となることについては、同法第125条第1項本文を参照されたい。）。

そして、公益信託法第8条本文により、公益信託については、裁判所の上記権限は、主務官庁に属するものとされている。

2 第37回会議では、当該公益信託の事情をよく知っている行政庁が終了命令を行うのが相当であるとして部会資料37の第1の6(1)の【甲案】に賛成する意見があった。また、終了命令を行うに際して公益信託の認定基準や取消事由と関連する判断が必要なのであれば【甲案】が適切である旨の指摘があった。

一方、信託法第165条の裁判所による終了命令は、委託者、受託者又は信託管理人が終了をめぐり内部で対立している場合に用いられる可能性が高く、その是非は裁判所が判断することが望ましいこと、同条の「特別の事情」の有無は裁判所の判断に馴染むことなどを理由として、部会資料37の第1の6(1)の【乙案】に賛成する意見もあった。

また、第37回会議では、委託者は公益信託に対して影響を持つべきではないとして部会資料37の第1の6(2)の【甲案】を支持する意見がある一方、委託者にも一定の関与の余地を残すべきであるとして部会資料37の第1の6(2)の【乙案】を支持する意見もあった。

3 本文(1)の【甲案】及び【乙案】の各提案は、部会資料37の第1の6(1)の【甲案】及び【乙案】の各提案と同様であり、その内容及び理由に変更はない。

(1) 公益信託に信託法第165条第1項による信託の終了命令を適用する意義

新たな公益信託において、行政庁による公益信託の認定取消しの規律を設けるのであれば、公益信託の認定取消しのほかに、信託法第165条第1項による信託の終了命令を公益信託に適用することの意義について検討する必要がある。

まず、仮に、公益信託の認定取消しが公益信託の終了事由になるとした場合（ただし、〔公益目的の〕目的信託として存続し得るか否かの検討が必要であることについて、後記第2の5参照）には、認定取消しの効果は、信託法第165条第1項による信託の終了命令の効果と同様であると言える。

しかし、公益信託の認定取消しは、その公益信託が認定基準に違反する場合等に行われるものであり（部会資料39第5の1参照）、その公益信託を終了することが客観的に相当である場合であっても、認定基準違反に該当しないときには、公益信託の認定取消しの対象にはならないと考えられる。

また、仮に、公益信託の委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了を例外的に許容する場合（前記第1の1の【乙案】を採用する場合）であっても、公益信託の終了について上記信託関係人の合意が整わないケースもあり得る。

そうすると、公益信託においても、公益信託を終了することが客観的に相当であるが認定基準違反に該当しない場合などに、公益信託の認定取消しとは別途、信託法第165条第1項による信託の終了命令を認める意義があると考えられる。

なお、前記第1の1の【甲案】を採用し、信託関係人の合意等による公益信託の終了を全て認めない場合において、公益信託に信託法第165条第1項をそのまま適用し「信託行為の当時予見することができなかった特別の事情」の要件を必要としたときは、公益信託の終了要件として厳しすぎる旨の問題点の指摘があり得る。

(2) 信託の終了命令の判断主体

信託法第165条第1項による信託の終了命令は「信託行為の当時予見することができなかった特別の事情により、信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当となるに至ったこと」を要件としているが、上記の要件の判断については、当該公益信託の認定・監督の際に得た情報を有し、受託者に対し報告徴求や立入検査の権限を行使できる立場にある行政庁が、裁判所よりも判断主体として適切であるとの考え方があり得ることから、そのような考え方を【甲案】として示している。なお、【甲案】に対しては、行政庁が公益信託の終了命令を行うことを前提とするのではなく、上記の要件がある場合に行政庁が公益信託の認定を取り消すことを可能とすることを検討すべきである旨の指摘があり得る。

これに対し、上記(1)のとおり、公益信託の認定取消しと信託法第165条第1項による信託の終了命令を併存させる場合には、前者は公益認定に関するものとして行政庁が行うのが相当であり、後者は私法上の効力に関するものとして裁判所が行うのが相当であるとの考え方もあり得ることから、これを【乙案】として示している。仮に、【乙案】を採用する場合には、裁判所が十分な資料を用いて公益信託の終了の可否を判断できるような仕組み（例えば、信託法第168条を参考に、裁判所は、同法第165条の申立てについての裁判をする場合には、行政庁の意見を求めなければならないものとする。）を設ける必要があると考えられる。

- 4 公益信託の終了命令の申立権者については、部会資料37の第1の6(2)では、委託者の申立権については信託行為による増減が可能であることを前提に、委託者を含む【甲案】と、委託者を含まない【乙案】の両案を提示していた。

しかし、委託者の申立権について信託法第145条第1項に基づく信託行為による増減を可能とするのであれば、同法第165条第1項、第125条第1項本文（同項ただし書について別途規律を設ける可能性があることについて部会資料39の第2の2(2)参照）の規律と実質的に相違がないことから、今回の本文(2)の提案では、終了命令の申立権者を委託者、受託者又は信託管理人とするが、委託者については信託行為で終了命令の申立権を有しない旨を定めることができるとの提案に変更している。

他方、受託者及び信託管理人については、信託行為において終了命令の申立権を有しない旨を定めることはできないことを一応の前提としている。

### 3 残余財産の帰属

- (1) 公益信託は、その信託行為において、残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。）の指定に関する定めを置かなければならないものとするかどうか。

- (2) 上記(1)の定めの内容は、

【甲案】信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする。

【乙案】信託終了時の残余財産のうち、①公益信託の認定時における信託財産については私人を帰属権利者として定めることを許容するが、②公益信託の認定後に信託財産に加わった財産については、当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは公益法人等（公

益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。)又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする。

- (3) 信託行為における帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、  
【甲案】清算受託者に帰属するものとする。  
【乙案】国庫に帰属するものとする。

<p>○部会資料37の第2の1「残余財産の帰属」</p> <p>(1) 信託行為における残余財産の帰属権利者の指定に関する定めの内容とその定めの内容</p> <p>公益信託は、その信託行為において、残余財産の帰属すべき者（以下「帰属権利者」という。）の指定に関する定めを置かなければならぬものとし、その定めの内容は、</p> <p>【甲1案】信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする。</p> <p>【甲2案】信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは他の公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならぬものとする。</p> <p>【乙案】信託終了時の残余財産のうち、公益信託の認定時における信託財産については私人に帰属させるとの定めとすることを許容するが、公益信託の認定後に信託財産に加わった財産については私人に帰属させるとの定めとすることを許容せず、【甲1案】又は【甲2案】のいずれかとしなければならぬものとする。</p> <p>(2) 信託行為における帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、</p> <p>【甲案】清算受託者に帰属するものとする。 【乙案】国庫に帰属するものとする。</p>
--

(補足説明)

- 1 信託法第182条第1項第2号は、信託終了時の残余財産が信託行為において残余財産の帰属すべき者となるべき者（帰属権利者）として指定された者に帰属すると規定している。そして、公益信託法第9条は、公益信託が終了した場合における「帰属権利者ノ指定ニ関スル定」を信託行為に置くことができることを前提としているが、帰属権利者の範囲を限定する規定を置いていない。



ただし、税法上、特定公益信託又は認定特定公益信託の要件として、当該公益信託の終了の場合において、その信託財産が国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託が類似の目的のための公益信託として継続するものであることが信託行為で明らかになっていることが求められている（所得税法第78条第3項、所得税法施行令第217条の2第1項第1号、法人税法第37条第6項、法人税法施行令第77条の4第1項第1号等）。

他方、公益法人認定法第5条第18号は、公益法人が清算をする場合に残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人又は学校法人等又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めていることを公益法人の認定基準としている。

信託法第182条第3項は、同条第2項の規定によっても残余財産の帰属が定まらないときは、残余財産は清算受託者に帰属すると規定しており、公益信託についても、同条第3項の適用を除外する規定はない。

2 第37回会議では、部会資料37の第2の1(1)の提案のうち、公益信託は、その信託行為において、帰属権利者の指定に関する定めを置かなければならないものとするについては概ね異論がなかった。

その上で、上記定めの内容について、部会資料37の第2の1(1)の【甲1案】を支持する意見はなく、公益信託の残余財産の私人への帰属は認め難いものの、帰属権利者の範囲は拡大すべきであることや、帰属権利者を私人に指定して公益活動を行うことは私益信託でも可能であることを理由として【甲2案】を支持する旨の意見があった。また、公益信託がその目的達成により終了する場合には私人も含めて自由に帰属先を決めて良いとして【乙案】に賛成する意見があったが、公益法人認定法第5条第18号の規定が設けられた経緯からすると、【乙案】を採ることは困難である旨の意見もあった。なお、【甲1案】及び【甲2案】の「他の類似の目的」の要件は不要であるとの意見があった。

また、第37回会議では、部会資料37の第2の1(2)の【甲案】を支持する意見はなく、【乙案】に賛成する意見が多かった。

3 本文(1)の提案は、部会資料37の第2の1(1)柱書の提案と同一であり、その内容及び理由に変更はない。

4 本文(2)の【甲案】は、部会資料37の第2の1(1)の提案から、特に支持が無かった【甲1案】を削除し、【甲2案】を本文(2)の【甲案】としたものである。本文(2)の【乙案】は、部会資料37の第2の1(1)の【乙案】から表現を改めているが、その内容及び理由に実質的な変更はない。

なお、残余財産の帰属先に「類似の目的」の要件を必要とするか否かを検討する

に、公益信託の清算時における信託財産は、委託者から拋出された当初の信託財産に加え、当該公益信託の公益目的のために利用されることを期待した寄附等により形成されたものであるから、当該公益信託の目的と大きく異なる目的を有する公益信託等に残余財産が帰属することは、たとえ公益目的という点で共通しているとしても、寄附者等の意思に反する場合が生じ得る。そのため、「類似の目的」の要件を外すことには慎重であるべきと考えられる。

また、本文(2)の【乙案】を採用する場合には、例えば、公益信託の信託財産である不動産が公益信託のために利用されたことにより、結果としてその価額が信託設定時よりも値上がりしているような場合にそのまま私人に帰属させることにすると、当該私人に不当な利益がもたらされるおそれがある。そのため、【乙案】を採用する場合には、公益信託に当初拋出された信託財産の価額の変動や、公益信託の運営期間中の信託財産の増加や減少に対応した規律を設けることもあり得るが、そのために制度設計が複雑になり、公益信託の軽量・軽装備の利点を損なう懸念があることを、【乙案】の問題点として付加することが考えられる。

- 5 本文(3)の提案は、部会資料37の第2の1(2)の提案と同一であり、その内容及び理由に変更はない。【乙案】に対しては、信託法第182条第3項の原則と異なり、土壌汚染された土地などの引き取り手を見出し難いような残余財産までも含めて、公益性を理由として公益信託の残余財産一般を国庫に帰属させることが可能かどうか、なお検討すべきであることを問題点の指摘として付加することが考えられる。

#### 4 類似目的の公益信託としての継続

【甲案】公益信託法第9条を削除するものとする。

【乙案】公益信託法第9条を改正し、信託の目的の達成又は不達成の場合において、信託財産があるときは、行政庁は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続させることができるものとする。

○部会資料37の第2の2「類似目的の公益信託としての継続」

【甲案】公益信託法第9条を改正し、公益信託の終了事由が生じた場合において、帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄したときは、公益信託の認定・監督を行う行政庁等は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続させることができるものとする。

【乙案】公益信託法第9条を廃止する。

(補足説明)

1 公益信託法第9条は、「公益信託ノ終了ノ場合ニ於テ帰属権利者ノ指定ニ関スル定ナキトキ又ハ帰属権利者ガ其ノ権利ヲ放棄シタトキハ主務官庁ハ其ノ信託ノ本旨ニ従ヒ類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続セシムルコトヲ得」と規定している。

2 第37回会議では、信託目的の変更を認めるのであれば公益信託法第9条を廃止してよいとして部会資料37の第2の2の【乙案】を支持する意見があったほか、信託法第163条第1号の終了（信託目的の達成又は不達成による終了）の場合に限り、行政庁が類似目的の公益信託として継続させることを可能にすべきであるとの意見があった。また、帰属権利者の全てが放棄しないと公益信託法第9条が適用されないのは不当である旨の指摘があったが、当事者の意思を優先させて、帰属権利者の全てが放棄した場合に同条が適用されることも論理的にはあり得る旨の指摘があった。

3 部会資料37の第2の2の【甲案】の「公益信託の終了事由が生じた場合において、帰属権利者の指定に関する定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄したとき」という場面が実際に生じることは容易には想定し難い。また、全ての帰属権利者が権利を放棄するような場合には、当該公益信託の残余財産を用いて信託を継続させることがそもそも困難であることが想定される。さらに、公益信託においても一定の要件のもとに信託の変更を認めるのであれば、公益信託の終了事由が生ずる前に、当該公益信託の継続のために信託の変更を行うことも可能となる。

以上の理由から、部会資料37の第2の2の【甲案】は今回の提案から削除している。

4 本文の【甲案】は、部会資料37の第2の2の【乙案】（公益信託法第9条を削除する。）と同一である。本文の【甲案】の内容及び理由に部会資料37の第2の2の【乙案】から変更はない。

5 本文の【乙案】は、今回新たに提案するものである。

例えば、日本においてAという難病を治癒するための新薬を世界に先駆けて開発するために、その新薬の研究開発を行う研究者への助成金を支給する公益信託を設定したが、日本よりも先にアメリカでその新薬が開発された場合、その時点で信託財産が残っていたとしても、信託法第163条第1号の「信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき」に該当し、公益信託は終了することになる。そして、公益信託が終了した場合には、もはや信託の変更は

できず、当該公益信託は清算されることになる（同法第175条）からすると、信託の終了事由が生じた後に当該公益信託を継続させることは困難であると考えられる。

しかし、このような場合に公益信託が終了し、当該信託の清算が行われることは、公益目的のために信託財産を抛出した委託者の具体的な意思に反するという見方もあり得るし、公益信託による公益への寄与を妨げるものであるという見方もあり得る。そのため、上記のような場合には、日本においてAと類似するA'という難病を治癒するための新薬の研究開発を助成する公益信託として継続させることが、委託者の意思の尊重という観点からも、公益への寄与という観点からも相当であると言えるケースもあることが想定される。

そうすると、公益信託法第9条を改正し、信託の目的を達成した場合、又は信託の目的を達成することができなくなった場合において、信託財産があるときは、行政庁は、受託者の申立てにより、その信託の本旨に従い、類似の目的のために公益信託を継続させることができるものとする考え方があり得ることから、これを【乙案】として提案している。

なお、【乙案】に対しては、信託の目的を達成した場合については、委託者の意思は一応実現しているのであるから、そのような場合にまで公益信託を継続させることは、かえって委託者の意思に反するおそれがあり相当でないという問題点の指摘があり得る。また、残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託等に帰属させることにする（前記第1の3(2)参照）のであれば、あえて【乙案】のような規律を設ける必要はない旨の指摘があり得る。

## 5 公益信託の変更命令

- (1) 公益信託法第5条は削除するものとするかどうか。
- (2) 公益信託についても信託法第150条を適用することとし、同条に基づく変更命令の権限は、  
【甲案】行政庁が有するものとする。  
【乙案】裁判所が有するものとする。
- (3) 上記(2)の変更命令の申立権者は、委託者、受託者又は信託管理人とする。ただし、委託者については、信託行為において申立権を有しない旨を定めることができるものとするかどうか。

○部会資料37の第3の1「公益信託の変更命令」

- (1) 公益信託法第5条を廃止又は改正する。その上で、公益信託についても、信託法第150条を適用することとし、同条に基づく変更命令の権限（信託行為

の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況に照らして信託の目的の達成の支障になるに至ったときに信託の変更を命ずる権限)は、

【甲案】公益信託の認定・監督を行う行政庁等が有するものとする。

【乙案】裁判所が有するものとする。

(2) 上記(1)の公益信託の変更命令の申立てを行う者は、

【甲案】受託者又は信託管理人とする。

【乙案】委託者、受託者又は信託管理人とする。

(補足説明)

1 信託法第150条第1項は、受益者の定めのある信託について、信託行為の当時予見することができなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして受益者の利益に適合しなくなるに至ったときには、裁判所は、委託者、受託者又は受益者の申立てにより、信託の変更を命ずることができると規定している。

また、信託法第261条第1項により、目的信託については、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況に照らして信託の目的の達成の支障となるに至ったときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の変更を命ずることができるとされている(なお、信託管理人が申立権者となることについては、同法第125条第1項本文を参照されたい)。

そして、公益信託法第5条第1項は、公益信託について信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情が生じたときは、主務官庁は、信託の本旨に反しない限り職権でも信託の変更を命じることができ旨規定し、同条第2項は、信託法第150条の公益信託への適用を除外している。

2 第37回会議では、公益信託の認定を行政庁が行うのであれば変更命令も行政庁が行うようにすることが整合するとの理由や、認定した公益信託の事情を知っているのは行政庁であるとの理由などから、部会資料37の第3の1(1)の【甲案】(公益信託の変更命令は行政庁が行う)に賛成する意見があった。

他方、公益信託の変更命令は、信託関係人の内部で意見が対立する場合に利用されることが想定されることや、変更命令は私法上の効果を伴うことなどとの理由から、【乙案】(公益信託の変更命令は裁判所が行う)に賛成する意見もあった。また、【乙案】を採用する場合には、公益信託の認定基準との関係で、行政庁の意見を聴く手続を設ける等の仕組みを検討すべきである旨の指摘があった。

また、第37回会議では、委託者の権限を限定すべきであるとして、部会資料3

7の第3の1(2)の【甲案】を支持する意見がある一方、委託者にも変更命令の申立権を与えてもよいとして【乙案】を支持する意見があった。

3 本文(1)の提案は、部会資料37の第3の1の柱書第1文の提案（公益信託法第5条を廃止又は改正する。）と同一であり、その内容及び理由に変更はない。

また、本文(2)前段の提案も、部会資料37の第3の1の柱書第2文の提案（公益信託についても、信託法第150条を適用する。）と同一であり、その内容及び理由に変更はない。なお、公益信託法第5条は、信託の本旨に反しない限度で、信託の目的についても変更を命ずることもできると考えられているが、信託法第150条は、「信託事務の処理の方法に係る信託行為の定め」について信託の変更を命ずることができることとされており、信託の目的の変更を命ずることはできないと考えられている点に留意する必要がある（信託の目的を変更する場合には、信託法第149条に基づき関係当事者の合意等による変更を行う必要がある。）。

4 本文(2)後段の提案について

公益信託の変更命令においては、公益信託の終了命令と異なり、変更後の公益信託が認定基準に適合しているか否かを変更命令において判断することの要否及びこれを必要とした場合におけるその判断主体が問題となる。

本文(2)後段の【甲案】を採用し、行政庁が公益信託の変更命令を行うこととした場合には、行政庁が変更後の公益信託が認定基準に適合しているか否かも併せて判断することができる。

これに対し、本文(2)後段の【乙案】を採用し、裁判所が変更命令を行うこととした場合には、裁判所が認定基準に違反するような公益信託への変更命令を行うことは適切でないから、変更後の公益信託が認定基準に適合しているか否かの判断を行うための知見や資料を行政庁から入手できるようにするための仕組みを用意することが必要であり、例えば、信託法第168条を参考として、裁判所は、同法第150条に基づく公益信託の変更命令申立てについての裁判をする場合には、行政庁の意見を求めなければならないものとすることが考えられる。

5 本文(3)の提案について

公益信託の変更命令の申立権者について、部会資料37の第3の1(2)では、委託者の申立権については信託行為による増減が可能であることを前提として、【甲案】及び【乙案】を提示していた。しかし、信託法第145条第1項に基づき委託者の申立権について信託行為による増減を可能とするのであれば、現在の信託法第150条第1項、第125条第1項本文の規律と実質的に相違がないことから、今回の本文(3)では、変更命令の申立権者を委託者、受託者又は信託管理人とするが、委託

者については信託行為において変更命令の申立権を有しない旨を定めることができるとの提案に変更している。

他方、受託者及び信託管理人については、信託行為において変更命令の申立権を有しない旨を定めることはできないことを一応の前提としている。

## 第2 公益信託と私益信託等の相互転換

	論点	検討箇所
①公益信託→私益信託 (当初から予定)	公益先行信託	後記1
②公益信託→私益信託 (事後的に変更)	公益信託から受益者の定めのある信託 への転換	後記2
③私益信託→公益信託 (当初から予定)	残余公益信託	後記3
④私益信託→公益信託 (事後的に変更)	受益者の定めのある信託から公益信託 への転換	後記4
⑤公益信託→目的信託 (認定取消し)	公益信託から目的信託への転換	後記5
⑥目的信託→公益信託 (事後的に変更)	目的信託から公益信託への転換	後記6

(注) 上記の①～⑥以外に、当初から⑦公益信託から目的信託への変更又は⑧目的信託から公益信託への変更を予定している場合も考えられるが、本論点における議論を踏まえ、必要に応じて別途検討する。

### 1 公益先行信託

公益先行信託(注)について規律は設けないものとするかどうか。

(注) 委託者が信託を設定し、一定の期間、信託財産の一部を公益目的のために用いるが、一定期間経過後は、委託者又は委託者の指定した者のために残りの信託財産を用いるものをいう。

○部会資料37の第4の1「公益先行信託の可否」  
公益先行信託は、許容しないものとするかどうか。

(補足説明)

1 公益先行信託は、委託者が信託を設定し、一定の期間、信託財産の一部を公益目的のために用いるが、一定期間経過後は、委託者又は委託者の指定した者のために

残りの信託財産を用いるものをいう。

例えば、委託者が、10億円を公益信託の信託財産とし、受託者は、委託者の存命中は委託者が以前研究していた特定の病気の治療のための研究を行っている者に対して助成を行うが、委託者が死亡した後は、自分のただ一人の子を受益者とする私益信託となり、受託者は、信託財産からその子の生活費の助成を行うことを目的とする信託が考えられる。

2 第37回会議では、部会資料37の第4の1の提案(公益先行信託を許容しない)に対し、公益信託の残余財産を私人に帰属させるべきではないことや、法律関係の複雑化を避けることや税制優遇を受ける観点を理由として提案に賛成する意見がある一方、公益信託の利用の促進という観点からは利用できるメニューを増やすべきであるとして提案に反対する意見があった。

3 公益先行信託は、受益者の定めのある信託を設定し、信託行為において、一定期間は信託財産又はそこからの収益を公益目的のために利用した上で、一定期間の経過後は、残りの信託財産を委託者が指定する私人のために利用する内容の定めを置くことで実現することができる。なお、アメリカにおいては、公益先行信託は、受益者の定めのある信託の一類型であることを前提として、税法上の優遇措置の観点から議論されていることに留意する必要がある。

また、前記第1の3(2)(残余財産の帰属)の論点で【乙案】を採用した場合には、信託行為で公益信託の残余財産の帰属先を委託者又は委託者の指定した者とし、その者に当該残余財産を用いて私益信託を設定することを義務付けることをあらかじめ定めておくことによっても、公益先行信託を実現することが可能となる。

そこで、部会資料37の第4の1の提案では「許容しない」と表現を用いていたが、上記のとおり、公益先行信託を実現することが可能であることから、「規律を設けない」という表現に改めている。



## 2 公益信託から受益者の定めのある信託への転換

信託法第258条第2項の規律を維持する（公益信託を含む受益者の定めのない信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできない）ものとするかどうか。

○部会資料37の第4の2「公益信託から受益者の定めのある信託への変更の可否」

いったん設定された公益信託について、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできないものとするかどうか。

（補足説明）

- 1 信託法第258条第2項は、受益者の定めのない信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできない旨規定している。そして、公益信託についても、同項の適用があり、公益信託から信託の変更によって受益者の定めを設けることはできない。
- 2 第37回会議では、部会資料37の第4の2の提案（公益信託から受益者の定めのある信託への変更を許容しない）について、公益信託から私益信託への事後的な変更を認めることは公益性を担保する根幹を揺るがすことになることや、委託者の意思からも離れるなどの理由から、提案に賛成する意見があった。他方、民間による公益活動の促進のためには利用者のためのメニューを増やすべきであるとして提案に反対する意見や、変更後の受益者が公益法人のように公益性を有する者であるならば、その変更は許容すべきである旨の意見もあった。
- 3 本文の提案は、部会資料37の第4の2の提案の表現を、信託法第258条第2項に即した直截的な表現に改めたのみで、実質的な内容及びその理由に変更はない。上記提案の理由として、公益信託において、事後的な信託の変更により受益者の定めを設けることを許容すると、その信託が継続している間に、公益活動に使われることを期待して自らの財産を拠出した寄附者等の意思に反するし、その公益信託により利益を受けていた者の期待権を害するおそれがあり、公益性を理由に税制優遇を受けていた場合にはその公益信託の委託者等に不当な利益を与える可能性があることも追加することが考えられる。  
したがって、信託法第258条第2項の規律を維持する（公益信託を含む受益者の定めのない信託においては、信託の変更によって受益者の定めを設けることはできない）ものとするのが相当であると考えられる。

### 3 残余公益信託

残余公益信託（注）について規律は設けないものとするかどうか。

（注）委託者が私益信託を設定し、一定の期間、信託財産の一部を委託者又は委託者の指定した者のために用いるが、一定期間経過後はあらかじめ定めていた公益目的のための公益信託となるものをいう。また、残余公益信託の設定時において、一定期間経過後に公益信託に転換することを予定しているものを対象としている。

○部会資料37の第4の3「残余公益信託の可否」

残余公益信託は、許容しないものとするかどうか。

（補足説明）

1 残余公益信託とは、委託者が私益信託を設定し、一定の期間、信託財産の一部を委託者又は委託者の指定した者のために用いるが、一定期間経過後はあらかじめ定めていた公益目的のための公益信託となるものを指す。

例えば、委託者が、10億円を信託財産とし、委託者が生きている間は自らの生活費や療養費として助成を行うが、委託者が死亡した場合には、以後、特定の病気の研究に対して助成を行うといった信託が考えられる。

2 第37回会議では、部会資料37の第4の3の提案（残余公益信託は、許容しないものとする）について、私益信託の設定の当初の段階で将来の時点で公益信託となることについて事前に公益認定をすることは実務的にも困難が伴う上、必要性も実益もないとして提案に賛成する意見がある一方、短期間私益信託が先行して近い将来に公益信託に移行する場合もあり得るとして提案に反対する意見があった。

3 本文の提案は、部会資料37の第4の3の提案の内容を実質的に維持するものであり、その理由に変更はない。

残余公益信託の目的とするところは、公益信託法の中に特別の規律を設けなくとも、最初に私益信託を設定する際に、その信託行為において受託者に対し一定期間後に公益信託の認定申請を行うことを義務付け、その期間経過後に受託者の申請により公益信託の認定を受けることにより実現可能であるから、そのような趣旨で、部会資料37の第4の3の「許容しない」から「規律を設けない」という表現に改めている。

その上で、部会資料37の28頁に記載したとおり、私益信託の設定当初の段階で、将来のある時点で公益信託となることについて事前に公益認定を受ける必要性は乏しいし、短期間私益信託を先行させるのであれば、上記のとおり、短期間の私益信託を設定し、一定期間の経過後に公益信託の認定を受けるということで実務的

な対応が可能であると考えられる。

したがって、残余公益信託について規律は設けないものとするのが相当であると考えられる。

#### 4 受益者の定めのある信託から公益信託への転換

【甲案】信託法第258条第3項の規律を維持し、受益者の定めのある信託から公益信託へ転換を許容しないものとする。

【乙案】信託法第258条第3項の規律の例外として、受益者の定めのある信託から公益信託へ転換する場合には、信託の変更によって受益者の定めを廃止することができるものとする。

○部会資料34の第4の4「既存の他の信託が公益信託の認定を受けることを許容するかどうか」

【甲案】既存の公益を目的とする目的信託が公益信託の認定を受けることを許容する。

【乙案】実質的に公益を目的とする私益信託が、信託の変更を経て公益信託の認定を受けることを許容する。

【丙案】甲案及び乙案に掲げた場合をいずれも許容する。

【丁案】既存の他の信託が公益信託の認定を受けることを許容しない。

(補足説明)

- 1 信託法第258条第3項は、受益者の定めのある信託は、信託の変更によって受益者の定めを廃止することができないと規定していることから、私益信託を公益信託に変更することは現行法上許容されていない。
- 2 第35回会議では、既存の信託から公益信託への移行を柔軟に認めるべきであるとの理由や、私益信託であっても公益信託の要件を満たした場合には転換を認めても良いとの理由から部会資料34の第4の4の【丙案】を支持する意見があった。一方、いったん既存の信託を終了させた上で公益信託を設定すれば足りるとして【丁案】を支持する意見もあった。また、【乙案】の「実質的に公益を目的とする」との要件は不要である旨の指摘があった。
- 3 本文の【甲案】は、部会資料34の第4の4の【丁案】と実質的に同一であり、その内容及び理由に変更はない。本文の【甲案】は、部会資料34の第4の4の【丁案】をベースに、その内容を直截的に表現して、信託法第258条第3項の規律を維持し、受益者の定めのある信託から、信託の変更によって受益者の定めを廃止す

ることができないものとして、公益信託への転換を許容しないことを提案するものである。

- 4 本文の【乙案】は、部会資料34の第4の4の【乙案】のうち「実質的に公益を目的とする」との要件の内容が不明確であり、このような要件を設けてもそれを行政庁が公益信託の認定時に判断することは実際には困難であることから、その部分を削除したものである。その上で、本文の【乙案】は、信託法第258条第3項の規律の例外として、受益者の定めのある信託から公益信託へ転換する場合には、信託の変更によって受益者の定めを廃止することができるものとすることを提案している。仮に【乙案】を採用する場合には、変更後の信託が公益信託の認定を受けることを停止条件として信託の変更の効力が生じる（不認定処分を受けた場合には信託の変更の効力が生じない）ものとすることが考えられる。

## 5 公益信託から目的信託への転換

公益信託の認定を取り消された信託について、

【甲案】当該信託は終了するものとする。

【乙案】原則として、当該信託は終了するものとする。ただし、信託行為に公益信託の認定の取消後は（公益目的の）目的信託として存続させる旨の定めがあるときは、当該信託は（公益目的の）目的信託として存続するものとする。

○部会資料37の第1の3「公益信託の認定の取消しによる終了」

公益信託の認定を取り消された信託について、

【甲案】当該信託は終了するものとする。

【乙案】当該信託が目的信託の要件を満たすときは、目的信託として存続し、目的信託の要件を満たさないときは、当該信託自体が終了するものとする。

(補足説明)

- 1 公益信託法上、公益信託の許可の取消しに関する規定は存在しない。

他方、公益法人認定法には、公益法人に取消事由がある場合は、国又は都道府県の合議制の機関への諮問を経て、行政庁により公益認定が取り消されるものとし、公益認定の取消処分を受けた公益法人は、その名称中の公益社団法人又は公益財団法人という文字をそれぞれ一般社団法人又は一般財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなす等の規定が存在する（公益法人認定法第29条、第43条第1項第2号等）。

2 第37回会議では、公益信託を目的信託の一類型と位置付けない立場からは公益信託が終了した場合にその信託が目的信託として残ることはあり得ないことや、一度公益のために出捐された金銭が公益目的以外のために利用されることは税制優遇の観点から問題があることを理由に【甲案】に賛成する意見があった。

一方、認定を受けていない公益目的の目的信託を許容するのであれば公益信託が取り消された場合でも目的信託として存続させるべきであることや、委託者を中心とした当事者の意思を尊重して目的信託として存続させることが考えられて良いこと、信託の法律関係自体は公益信託の認定が取り消されたとしても維持されるべきであることなどを理由として【乙案】に賛成する意見もあった。なお、【乙案】を採用する場合には、目的信託における20年間の期間制限をいつから起算するのが問題となるとの指摘や、【甲案】を任意規定と捉えた場合には【乙案】との違いは相対的になるとの指摘があった。

3 本文の【甲案】は、部会資料37の第1の3の【甲案】と同一であり、その内容及び理由に変更はない。

4 本文の【乙案】は、部会資料37の第1の3の【乙案】をベースに、委託者の意思としては、公益信託として利用されるために自らの財産を拠出した以上、公益信託の認定が取り消された場合にはその信託を終了して清算する意思であることが通常であると考えられるため、原則として公益信託の認定を取り消された信託は終了するものの、例外として、信託行為に公益信託の認定の取消後は（公益目的の）目的信託として存続させる旨の定めがあるときは、その信託は（公益目的の）目的信託として存続するものとするを提案するものである。

仮に、本文の【乙案】を採用する場合には、公益法人認定法第30条と同様に、認定取消後速やかに「公益目的取得財産残額」を算定し、これを他の公益信託の信託財産や他の公益法人等に贈与しなければならないとすることが考えられるが、公益信託においては全ての財産が「公益目的取得財産」に当たり、「公益目的取得財産残額」は存在しないとも考えられる。また、本文の【乙案】を採用する場合には、公益信託の認定を取り消されたがその後も継続する（公益目的の）目的信託においても、その信託財産は公益目的に使用することを義務付け、公益目的以外の目的への信託財産の使用を認めないとする規律を設けることが考えられるが、公益信託の認定が取り消された後も行政庁が一定の範囲で引き続き監督するなどの仕組みを設けて上記規律の実効性を確保する必要がある、制度として複雑になるなどの問題点の指摘があり得る。

なお、本論点と関連して、「公益目的の目的信託」を新たな類型の信託として位置付け、その要件等について規律を整備するか否かも問題となり得る。

## 6 目的信託から公益信託への転換

【甲案】目的信託から公益信託への転換を許容しないものとする。

【乙案】目的信託から公益信託への転換を許容するものとする。

○部会資料34の第4の4「既存の他の信託が公益信託の認定を受けることを許容するかどうか」

【甲案】既存の公益を目的とする目的信託が公益信託の認定を受けることを許容する。

【乙案】実質的に公益を目的とする私益信託が、信託の変更を経て公益信託の認定を受けることを許容する。

【丙案】甲案及び乙案に掲げた場合をいずれも許容する。

【丁案】既存の他の信託が公益信託の認定を受けることを許容しない。

(補足説明)

- 1 公益信託法第2条第1項は、「受益者ノ定ナキ信託ノ内学術、技芸、慈善、祭祀、宗教其ノ他公益ヲ目的トスルモノニ付テハ受託者ニ於テ主務官庁ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ」と規定しており、主務官庁の許可を受けていない公益を目的とする目的信託は目的信託としても無効であるとの考え方がある（なお、本部会においては、公益信託の認定を受けていない公益を目的とする目的信託を無効としないことを提案している(部会資料38の第2の3参照)。)。信託の変更により、既存の目的信託から公益信託成りすることが許容されているかは公益信託法第2条第1項の規定からは明らかでない。
- 2 前記第2の4（受益者の定めのある信託から公益信託への転換）の補足説明2のとおり、第35回会議では、既存の信託から公益信託への移行を柔軟に認めるべきであるとの理由から部会資料34の第4の4の【丙案】を支持する意見があった一方、いったん既存の信託を終了させた上で公益信託を設定すれば足りるとして【丁案】を支持する意見もあった。
- 3 本文の【甲案】は、部会資料34の第4の4の【丁案】（既存の他の信託が公益信託の認定を受けることを許容しない）の内容を、受益者の定めのある信託と目的信託に場合分けし、後者について目的信託から公益信託への転換を許容しないものとするを提案するものであり、その内容及び理由に実質的な変更はない。
- 4 本文の【乙案】は、部会資料34の第4の4の【甲案】（既存の公益を目的とする目的信託が公益信託の認定を受けることを許容する）と実質的に同一であり、その

内容及び理由に変更はない。部会資料34の第4の4の【甲案】の「既存の公益を目的とする」との要件は、認定の際に、転換後の当該信託における公益目的の有無を行政庁が判断すれば足り、このような要件を設ける意義が乏しいことから、その部分を削除したものである。

以上